

平成 20 年 2 月 25 日

企業会計基準委員会 御中

あらた監査法人
アカウントティング・サポート部

「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する適用指針」

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、貴委員会から平成 20 年 1 月 24 日付で公表されました「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する適用指針（案）」（以下「適用指針案」）について、意見を表明する機会をいただきお礼申し上げます。

当監査法人の意見を、下記のとおり提出いたしますので、今後の審議においてご検討いただきたく、お願い申し上げます。

敬具

記

**（1）他の会社等の意思決定機関を支配していなことが明らかであると認められる場合
（適用指針案第 16 項（4））**

【意見】適用指針案第 16 項（4）により、子会社に該当せず連結しない場合については、投資成果の概況（投資先の直近の財政状態、経営成績等）について注記において開示することを規定してはどうか。

【理由】連結されない場合取得原価で帳簿価額が据え置かれるため、投資者への情報開示が十分なされないと考えられる。このため、該当する会社についての投資成果の概況（投資先の直近の財政状態、経営成績等）を開示することが必要であると考えられる。

(2) 利害関係者の判断を著しく誤らせるおそれがあるための連結の範囲に含めない子会社（適用指針案第 19 項）

【意見】適用指針案第19項第2文では、連結することにより利害関係者の判断を著しく誤らせるおそれがある例として、匿名組合の例をあげて、「一般に、それは限定的であると考えられる。」としているが、第一文の「連結原則 第三 一 4(2)では、子会社のうち、連結することにより利害関係者の判断を著しく誤らせるおそれのある会社等は、連結の範囲に含めないものとしている。」のあとに、「一般的に、それは限定的であると考えられる。」としてはどうか。

【理由】利害関係者の判断を著しく誤らせるおそれがあるために、子会社を連結の範囲に含めないことが限定的であり、匿名組合はその例示ではないかと考えられる。

(3) 利害関係者の判断を著しく誤らせるおそれがあるため持分法を適用しない関連会社（適用指針案第 26 項）

【意見】利害関係者の判断を著しく誤らせるおそれがあるため持分法を適用しない会社について、具体例を示されることが望まれる。

【理由】適用指針案第 19 項の子会社の場合と同様に持分法が適用されない場合は限定的であると考えられるが、実務上解釈の幅が大きくなるよう持分法不適用とする具体例を示しておく方が望ましいのではないかと考えられる。

以 上